

大阪府農作物病害虫総合防除計画

令和6年3月26日

大阪府

目次

はじめに	1
1. 指定有害動植物の総合防除の実施に関する基本的な事項	1
2. 指定有害動植物の種類ごとの総合防除の内容	2
別表1 本総合防除計画に掲載の指定有害動植物一覧	3
別表2 指定有害動植物の種類ごとの総合防除の内容	8
対象植物を定めない物	8
水稻、大豆	11
野菜、花き	19
果樹	42
3. 法第24条第1項に規定する異常発生時防除の内容及び実施体制	53
4. 指定有害動植物の防除に係る指導の実施体制並びに市町村及び農業者の組織する団体 その他の農業に関する団体との連携に関する事項	56
5. その他必要な事項	
1 (参考資料1)太陽熱利用による土壌消毒(太陽熱消毒)	59
2 (参考資料2)抵抗性台木を利用した病虫害防除	62
3 (参考資料3)環境にやさしい病虫害防除	65

はじめに

本府の農業生産の安定と生産性の向上を図り、環境の保全に配慮した良質で安全な農作物の生産を行うためには、農作物を加害する病害虫の防除を的確かつ安全に行うことが重要である。

地球温暖化等の気候変動、人やモノの移動の増加を背景として、有害動植物の国内への侵入・まん延リスクが増加しつつあることから、植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号、以下「法」という。）の改正（令和 5 年 4 月 1 日）に伴い、指定有害動植物（注）に関し、その発生の予防を含めた防除を推進するための基本指針（国）、計画（都道府県）を策定し、総合防除を実施する制度が創設された。

このたび法の規定に基づき本計画を定め、病害虫の総合防除の推進を期するものとする。

なお、本計画に定める総合防除の対象とする病害虫は、法第 22 条第 1 項に基づき農林水産大臣が定める指定有害動植物の中から府内での発生が特に懸念され、防除指導が必要になると考えられるものを選択した。

（注）指定有害動植物

法第 22 条において、「有害動物又は有害植物であって、国内における分布が局地的でなく、又は局地的ではなくなるおそれがあり、かつ、急激にまん延して農作物に重大な損害を与える傾向があるため、その防除につき特別の対策を要するものとして、農林水産大臣が指定するものをいう。」現在植物と有害動物又は有害植物の組合せにより 157 種が指定されている。

1. 指定有害動植物の総合防除の実施に関する基本的な事項

法第 22 条の 3 第 2 項第 1 号に基づき、総合防除の実施に関する基本的な事項を以下のとおり定める。本府では、従前より下記の「大阪府農作物病害虫等の防除方針」を定め、病害虫及び雑草の防除は環境保全に配慮しつつ指導推進するものとしてきた。本計画においてもこの方針に準拠し化学農薬に過度に依存しない総合防除を推進するものとする。

大阪府農作物病害虫等の防除方針

環境にやさしい病害虫防除の推進

病害虫等の発生は、作物の栽培環境に大きく支配されるので、病害虫等が発生しにくい環境条件づくりに努める。

- (1) 合理的な輪作体系の導入
- (2) 土づくりの励行
- (3) 栽培環境の適正化
- (4) 耐病・耐虫性品種（台木を含む）の活用
- (5) 拮抗微生物・天敵の活用と保護
- (6) 物理的防除の活用

1 効率的防除の推進

病害虫の発生動向に常時留意し、早期発見と適切な防除に努める。

- (1) 農作物病害虫防除指針の活用
- (2) 病害虫発生予察情報の活用
- (3) 病害虫発生、防除情報メールサービスの活用

2 農薬適正使用の推進

農薬による事故防止を徹底するため、農薬の適正な取扱いの指導・啓発に努める。

- (1) 農薬使用基準の遵守
- (2) 使用自粛農薬の周知徹底と低毒性農薬の普及
- (3) 農薬の飛散（ドリフト）防止の徹底
- (4) 散布作業の適正化と散布後対策の徹底
- (5) 農薬の購入、保管管理、処分の適正化の徹底
- (6) 使用済農薬空き容器の適正処理
- (7) 農薬管理指導士の設置と育成強化による適正防除技術の普及

2. 指定有害動植物の種類ごとの総合防除の内容

- ・本総合防除計画に掲載する指定有害動植物については別表1のとおりとする。
- ・土壌診断に基づく適正な肥培管理、たい肥や緑肥等の活用による土づくり、土壌の排水性改善、太陽熱や熱水を利用した土壌や培地、資材の消毒、健全種苗や抵抗性品種の使用、病害虫の発生源（雑草、作物残さ等）の除去、輪作・間作・混作、防虫ネットや粘着板の設置等により、病害虫が発生しにくい生産条件を整備する。
- ・ほ場内を見回り、又は必要に応じて粘着トラップ等を設置し、病害虫の発生や被害状況を早期に把握するとともに、府病害虫防除グループ等が発表する発生予察情報や過去の病害虫の発生動向、作物の生育状況や気象予報等を踏まえて、防除の要否及び防除時期を判断する。
- ・防除にあたっては、化学農薬のみに依存せず、病害虫の発生部位や発生株を適切に除去及び処分するとともに、天敵等の生物農薬を含む天然物質由来農薬を含めた、多様な防除方法を活用する。
- ・作物の生育及び病害虫の発生状況に合わせ、病害虫の被害を確実に抑えながら農薬の散布が最小限となるよう、使用基準（希釈倍数、使用量、使用時期、総使用回数等）に従って農薬を適正に使用する。
- ・農薬散布を実施する場合には、飛散しにくい剤型や散布ノズルの使用、緩衝地帯や遮蔽シート・ネットの設置など、適切な飛散防止措置を講じる。
- ・化学農薬を使用する場合は、個々の農薬の効果特性を理解し、土着天敵や訪花昆虫に影響の少ない農薬や選択性のある農薬の使用を心がけ、土着天敵や訪花昆虫の活動を保護する。
- ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の農薬の連続使用を避け、異なる系統の農薬によるローテーション散布を行う。さらに、当該地域で薬剤抵抗性が確認されている農薬は使用しない。
- ・農薬散布後は散布器具、タンク等の洗浄を十分に行い、残液やタンクの洗浄水は適切に処理し、河川等に流入しないようにする。
- ・各農作業の実施日、病害虫の発生状況、栽培管理状況、使用した農薬の名称、農薬を使用した場所、農薬を使用した農作物名、農薬の使用時期、農薬の使用量、農薬の散布方法等作業日誌として記録する。
- ・府や農業者団体等が開催する病害虫の総合防除に関する研修会や農薬の適正使用に関する研修会等に参加する。
- ・指定有害動植物の種類ごとの総合防除の内容については別表2のとおりとする。